

# 相談事例

ID：02-01-020

## 相談タイトル

### 洗面化粧台修理依頼のキャンセルについて

#### Q：ご相談内容

相談者の母が洗面化粧台の修理を依頼した。本日修理に来てもらうことになっていたが、見積額が8万円と聞き8万円も支払うのであれば、新品に交換したほうが良いと思いキャンセルの連絡をした。依頼した業者から「部品を発注してしまったのでキャンセル料を請求させてもらう」と言われたが、キャンセル料を支払うのは妥当か。契約書や見積書は無し。キャンセル料の金額は確認していない。

#### A：回答

口約束でも契約にかかる基本的要素が確認されていれば契約になるため、当日キャンセルに対しキャンセル料を請求されることはあると考えられます。相談者のお母様が修理を依頼（契約）されたとの事ですので、修理金額やキャンセル時の扱いなどの話がなかったのかは確認しておく必要があると考えます。

契約については、書面でのやりとりが無く、キャンセルした場合の扱いも不詳と言う事ですので、そのことをもとに業者と交渉することは可能だと思います。交渉が難航するようであれば、弁護士による法律相談等の利用も検討してみてください。